

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ（未定稿）

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
第3-3(4) 報告者の理解増進・公平感の確保	<p>① 総務省が中心となって、統計法第15条に基づく資料提出要求や立入検査を積極的に行っていくこととし、以下の事項等について、年内を目途に結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査が必要な事例の洗い出し（例：企業グループの継続的・組織的未報告など） ・具体的な実施手順等（例：企業等への事前周知、立入検査情報の公表、リソースの確保等） <p>② 世帯を対象とする調査において報告がなかなか得られないケースへの対応としては、当面、罰則規定の周知徹底やマンション管理団体等との連携を推進するとともに、上記の立入検査の効果も踏まえつつ、総務省において必要な方策を検討する。</p> <p>③ 報告義務の周知を含め、報告者向けの広報を強化する。</p> <p>④ マンション管理団体等と定期的な協議を行い、意見等を把握するほか、調査員業務の委託等を行うなど連携を強化する。</p> <p style="text-align: center;">現行基本計画の該当項目</p> <p>⑤ 「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、府省間及び地方公共団体との情報共有を行うとともに、所管統計調査の実施状況を検証した上で、行動指針に基づく具体的な取組を行う。（平成26年度から順次実施する）</p> <p>⑥ 各府省の協力を得て、集中的な調査票の提出促進運動や、きめ細かな業界団体への周知活動など、各府省における広報・啓発活動の充実を図る上で効果的かつ効率的な実践手法等に係る情報共有を行うとともに、統計調査に対する非協力者への対応について総合的な観点から検討する。（平成26年度から実施する）</p>
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>⑤ 総務省政策統括官（統計基準担当）が毎年度開催しているブロック別統計主管課長会議を活用し、平成26年度以降毎年度、各ブロックにおいて地方公共団体からの意見を聴取し、情報共有を行った。</p> <p>各府省において、統計調査の実施時期などの時期を捉えて、広報冊子の作成、ポスターやリーフレットの作成、イベントにおけるパネル展示などの広報に加え、各府省や関係団体への協力依頼などを行っている。</p> <p>⑥ 平成26年度以降毎年度、地方公共団体から出された非協力者への対応に係る意見や周知・広報の好事例等について、地方公共団体と情報共有</p>

	<p>を行った。また、当該意見や事例等について、各府省とも情報共有を行った。</p> <p>平成28年3月末時点で行った「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく各府省の取組状況に係るフォローアップ調査について、結果のとりまとめを行い、各府省へ情報共有を行った。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)に向けた検討の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共働き世帯数の増加や、オートロックマンションの増加等を背景として、オートロックマンション等の共同住宅内における調査環境が、今後、一層困難となることを見込まれることから、総務省は、共同住宅内における統計調査をより円滑に実施するため、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を開催することなど、マンション管理関係団体等との連携強化を図る必要があるのではないか。(②、④) ○ <u>本WGでは、総務省を中心とした検討状況を踏まえつつ、引き続き検討を継続し、最終的な結論を得ることとする。</u>
<p>備考(留意点等)</p>	